〔適用範囲〕

〔約款〕
第1条
第1項
当施設が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めとす
るところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立され
た慣習によるものとします。
第2項
当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、
その特約が優先するものとします。
〔宿泊契約の申込み〕
第2条
第1項
当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきま
す。
(1)
宿泊者名、性別、住所、電話番号、年齢、国籍及び職業
(2)
宿泊日及び到着予定時刻
(3)
宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
(4)
その他当施設が必要と認める事項
当施設では、本人確認およびご宿泊に関する連絡のために取得したメールアドレス等の個人情報を、宿泊後、当施設および関連施設のご案内やサービス向上を目的とした情報提供に利用する場合があります。配信停止はいつでも可能です。
〔宿泊契約の成立等〕
第3条
第1項
宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当
施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
第2項
前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料相当の申込金を、当施
設が指定する日（原則として宿泊契約の成立と同時にクレジットカードによるものとします。)までに、お支払いいただきます。
第3項
申込金は、まず、宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第15条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第
11条の規定による料金の支払いの際に返還します。
第4項

第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当施設がその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

〔宿泊契約締結の拒否〕

第4条

第1項

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1)宿泊の申込みが、この約款によらないとき

(2)満室（員）により客室の余裕がないとき

(3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき

(4)宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき

イ

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 法律第 77 号）第 2 条第 2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ

暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ

法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(5)宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき

(6)宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき

(7)宿泊に関し暴力的要求行為が行なわれ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたき

(8)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

※shelter都留に関して

施設に到着(出発)の道のりで小川を超える必要があります。宿泊中に増水し通行が困難になる場合があります。予めご了承ください。

(9)過去に第6条の適用を受けた者であるとき

(10)各都道府県条例等により特に規定された場合に該当するとき

(11)その他当施設が必要と認めるとき

〔宿泊者の契約解除権〕

第5条

第1項

宿泊者は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

第2項

当施設は、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊者が宿泊契約を解除したときを除きます。）は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

〔当施設の契約解除権〕

第6条

第1項

当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1)宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき

(2)宿泊者が次のイからハに該当すると認められるとき

イ

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ
暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ
法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
(3)宿泊者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
(4)宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
(5)宿泊に関し暴力的要求行為が行なわれ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
(6)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
(7)各都道府県旅館業法施行条例の規定する「宿泊拒否の事由」に該当するとき
(8)寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁 止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき
第2項
当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。
〔宿泊の登録〕
第7条
第1項
宿泊者は、予約時において、次の事項を登録していただきます。
(1)宿泊者の氏名、年令、性別、住所及び職業
(2)外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
(3)出発日及び出発予定時刻
(4)その他当施設が必要と認める事項
〔施設の使用時間〕
第8条
第1項
宿泊者が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝１０時までとします。
ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
〔利用規則の遵守〕
第9条
第1項
宿泊者は当施設内においては、別紙第3のほか、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。
〔料金の支払い〕
第10条
第1項
宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
第2項
前項の宿泊料金等の支払いは、原則として当施設が認めたクレジットカードにより、ご利用 料金の前払いをお願いしております。
第3項
当施設が宿泊者に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

〔当施設の責任〕
第11条
第1項
当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
第2項
当施設の責に帰すべき理由により宿泊者に施設の提供ができなくなったときは、その宿泊者に宿泊料金をご返金いたします。 (ご返金は当施設宿泊費に限ります。)
また、宿泊中、天災等による宿泊不可を当施設が判断したときは、その日の宿泊料金をご返金いたします。

滞在中に消耗品の不足が生じた場合、お客様ご自身にて近隣店舗にてご購入いただきますようお願いいたします。この場合、当施設は宿泊料金の返金には応じかねます。ただし、当施設の管理・準備における明らかな不備が原因であったと当施設が認めた場合に限り、不足していた消耗品の購入に要した実費について、レシートのご提示をもって補填を検討いたします。補填の可否および金額は当施設が状況を確認の上判断するものであり、これを超える宿泊料金の割引・返金には応じかねますので、あらかじめご了承ください。

第3項
当施設は、万一の火災等に対処するため、火災保険に加入しております。
第4項
【ペット可施設】ペットの急病・負傷時の対応
宿泊者は、同伴するペットの不測の事態（急病・怪我等）により万が一、診察や治療が必要となった場合は、宿泊者の判断と責任において直接医療機関へ連絡・受診を行うものとし、当施設は医療機関の選定、手配、および受診結果等について一切の責任を負わないものとします。
ペットアレルギー等に関する免責事項

1. 当施設は「愛犬同伴可能」な宿泊施設であり、不特定多数の愛犬が滞在・利用することを前提としています。
2. 当施設は、ペットを同伴しないお客様の利用に際し、客室の清掃および衛生管理（専用クリーナーによる被毛除去、除菌、消臭等）に最大限の配慮を行いますが、施設の性質上、動物の微細な被毛、その他のアレルギー物質を完全に除去することを保証するものではありません。
3. 万が一、宿泊者またはその同行者にペットアレルギー等の症状が発生した場合、当施設は一切の責任を負いかねます。
4. アレルギーをお持ちのお客様、またはその恐れがあるお客様は、あらかじめ本条の内容および施設の特性を承諾の上で宿泊予約を行うものとし、宿泊の可否についてはご自身の責任において判断するものとします。

【サウナ利用に関する規則】
当施設では、お客様に安全かつ快適にサウナをお楽しみいただくため、以下の利用規約および免責事項を定めております。サウナをご利用になる全てのお客様は、本内容を事前にご確認いただき、同意していただく必要があります。

1.健康状態に関する確認事項
以下に該当する方は、安全上の理由からサウナのご利用をご遠慮ください。
・心臓疾患、高血圧、糖尿病、皮膚疾患、その他医師から入浴・サウナを制限されている方
・妊娠中の方
・飲酒後、またはアルコールの影響下にある方
・体調不良、発熱、極度の疲労状態にある方
・小学生以下のお子様のみでの利用（必ず保護者の同伴が必要です）
2.安全な利用のためのルール
水分補給： 利用前・中・後に十分な水分補給を行ってください。
無理をしない： 長時間の利用は避け、体調に異変を感じた場合は直ちに利用を中止してください。
火傷・怪我への注意： サウナストーンやストーブは非常に高温です。直接触れないよう十分ご注意ください。
水風呂の利用： サウナ直後の水風呂への入浴は、心臓への負担が大きいため、必ずかけ水をしてからゆっくりとお入りください。
3. 免責事項
自己責任の原則： サウナ利用に伴う事故、怪我、体調悪化、およびそれに付随する損害について、当施設は一切の責任を負いかねます。
損害賠償： お客様の過失によりサウナ施設・備品に破損が生じた場合は、修理代金の実費をご負担いただく場合がございます。
貴重品の管理： サウナ利用中の盗難・紛失等について、当施設は一切責任を負いません。
サウナは自己責任においてご利用ください。当施設はサウナ利用による事故や健康問題に関して一切の責任を負いません。必要に応じて吸気用窓を開けて換気を行ってください。
サウナは土足厳禁でお願いいたします。
ガスボンベ等はサウナ内に絶対に持ち込まないでください。
息苦しいと感じた際には、すぐにサウナから出て換気をしてください。

〔宿泊客の手荷物又は携帯品の保管〕
第12条
第1項
宿泊者がチェックインしたのちの宿泊者の手荷物・貴重品等の保管責任等に対し、当施設は一切責任を負いません。
第2項
宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡するとともに、その指示を求めるものとします。また所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間を限度として処分するものとします。
郵送の場合は着払い扱い及び手数料2,000円をご請求させていただきます。
2. 前項の規定にかかわらず、飲食物・雑誌類及び衛生環境を損なう懸念のある物品、その他廃棄物に相当する物品は、保管期間内であっても処理させていただきます。
〔駐車の責任〕
第13条
第1項
宿泊者が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所を貸出するものであって、車両
の管理責任まで負うものではありません。
〔宿泊客の責任〕

第14条
第1項
宿泊者の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設に対し、そ
の損害を賠償していただきます。
〔管轄裁判所〕
第15条
第1項
当施設は宿泊者との間で訴訟の必要が生じた際には、管轄裁判所を東京地方裁判所とします
【備考】
1、基本宿泊料金は当施設内に掲示する料金表になります。
別紙第1宿泊料金等の内訳
区分
内容
宿泊者が支払うべき
総　額
宿泊料金
基本宿泊料（室料+リネン代+アメニティ代＋清掃及びクリーニング代）
税額
消費税
2、
当施設では子供も大人料金と同一となりますが、小学生未満でかつ添い寝の場合（寝具不要）は適用いたしません。
別紙第2　違約金（第5条第2項関係）
違約金
当施設が定める宿泊約款に基づき、キャンセル料を申し受けます。
予約後48時間以内かつチェックインの14日前までにキャンセルしたゲストには、全額が返金されます。
予約後48時間以降のキャンセルはいかなる場合も代金の50%が課されます。こちらはAirbnbによるキャンセルポリシーのため予めご了承ください。

【予約後４８時間以内の場合は以下が適用されます】
宿泊日15日前
キャンセル料無料
宿泊日14日前
宿泊料の30%
宿泊日7日前
宿泊料の100%
宿泊日1日前
宿泊料の100%
宿泊当日
宿泊料の100%
ご連絡なしの場合
宿泊料の100%
【ご予約人数増加の変更】

ご予約人数が増加する場合、原則３日前までのご申告により変更を承ります。以降のやむを得えない人数増加の場合はご連絡ください。また清掃手配上、受け入れを保証するものではありませんので予めご了承ください。
※ご利用日の変更・ご利用人数の減少も違約金の対象となります。
※積雪や台風などによる通行止めなど、やむを得ない場合はキャンセル料は発生しません。最終判断につきましては、弊社の一存で行わせていただきますので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。また、弊社の一存でキャンセルをした場合、お支払いいたしますのは宿泊料のみとさせていただきますのであらかじめご了承くださいませ。
宿泊者の病気、ケガ、身内の不幸などの場合でも、キャンセル料は発生します。準備、掃除、待機などの対応があるため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

別紙第3（利用規則）
当施設の宿泊者には宿泊約款に基づき､下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけないときは､宿泊約款により宿泊のご継続をお断りさせて頂きます。
なお、下記規則は当施設にて随時改廃、変更させていただき、適切な方法で宿泊者に通知します。
(1)火災の原因となる火器などの使用。
(2)建物内での喫煙。
※建物内は禁煙です。 室外での喫煙は灰皿のご用意がありますのでご利用ください。 万が一、建物内での喫煙が発覚した場合はクリーニング料金として10万円をいただきます。
(3)周辺の近隣住民に迷惑及び嫌悪感を与える行為。
(4)次のものを持ち込む行為。
動物類・鳥類・魚類等
著しく悪臭を発するもの
著しく多量な物品
火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの
適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類
大麻、麻薬、覚せい剤等
(5)宿泊者のご退出後、電気・ガス・水道等に異常な消費が認められた場合は、実費を全額ご負担いただく場合がございます。
(6)賭博および風紀をみだすような行為。
(7)外来客を引き入れる行為。
(8)設備、什器備品の移動、持ち出し、目的以外の用途に利用する行為。
(9)泥酔状態での入浴及びサウナの使用。
(10)そのほか、公序良俗に反する行為。
（その他の注意事項）
当施設は住宅地・別荘地に所在しますので、近隣のご迷惑になるような行為（騒音・振動・臭気等）はおやめ下さい。ご利用状況により近隣の方へのご迷惑になった場合には、ご退去いただく場合もあり、その際にはご利用料金等の返金は行いませんので予めご承知おき下さい。
建物や備品を壊してしまった場合は、故意、過失に関わらずお客様にご負担いただきますことを予めご了承下さい。
(11)ご滞在中に各種トラブルが発生した場合でも、施設内にスタッフが常駐しておりませんので 即時対応はできません。基本的にはご自身で対処していただくことになりますので、ご了承ください

【サウナ付施設】

サウナのご利用にあたって お客様に安全に心地よくサウナをお楽しみいただくため、「サウナ利用規約」を設けております。
ご利用前に必ずご一読いただきますようお願い申し上げます。

サウナ利用規約

〔適用範囲〕
第1条
第1項　本規約は、株式会社よろず屋不動産(以下「当社」といいます。)が管理運営する宿泊施設(以下「宿泊施設」といいます。)内にあるサウナに関し、当社及び本規約第2条第2項に定義する宿泊施設の宿泊者に適用されるものとします。

〔宿泊代表者〕
第2条
第1項　宿泊施設に宿泊する者を代表又は代理して宿泊契約を締結する者(以下「予約者」といいます。)は、当社と宿泊施設の宿泊契約を締結する際に、本規約の内容に同意するものとします。
第2項　予約者は、予約者が締結した宿泊契約に基づいて宿泊施設に宿泊する者(以下「宿泊者」といいます。)に対し、サウナの利用に先立って本規約の内容を周知させ、宿泊者が本規約の内容を遵守するよう監督し、宿泊者によるサウナの利用により当社または第三者に損害が発生した場合には、第8条の規定にかかわらず、予約者がすべての責任を負担することにあらかじめ同意するものとします。

〔サウナの利用方法〕
第3条
第1項　宿泊者は、サウナを利用する際は宿泊施設内に掲示する「利用ガイド」および本規約を遵守して利用することとし、温度設定やサウナストーンには常に細心の注意を払うものとします。

〔利用時間〕
第4条
第1項　サウナの利用可能時間は、宿泊施設のチェックインからチェックアウトの間で、施設毎に決められた時間内での利用を厳守ください。

〔利用上の注意事項〕
第5条
第1項　宿泊者は、下記の注意事項を遵守してください。
(１)ご利用に際しては、ご自身の体調を考慮し、自身の判断でご利用ください。
(２)中学生未満のみでのサウナ利用はご遠慮ください。
(３)貴金属・アクセサリーを身に着けての利用はご遠慮ください。
(４)利用後は、必ず電源を切り、加温停止していることを確認してください。
(５)屋外に設置されているサウナの場合、母屋別荘内で必ず水着を着用の上、ご利用ください。
(６)屋外に設置されているサウナの場合、近隣への迷惑とならぬよう、静かにご利用ください。

〔禁止行為〕
第6条

第1項　宿泊者は、サウナの利用にあたって下記に定める行為を行うことを禁止します。
(１)定められた時間以外に利用する行為
(２)アルコール摂取後の利用する行為
(３)サウナ内への飲食物の持ち込み行為
(４)サウナ内での喫煙（電子タバコを含む）する行為
(５)定員を超えるサウナ内への入室する行為
(６)宿泊者以外がサウナを利用する行為

〔損害賠償〕
第7条
第1項　サウナの利用に際し、宿泊者の責めに帰すべき事由により宿泊施設及び器具備品の破損あるいは火災等が発生して当社又は第三者が損害を被った場合、当社は、宿泊者に対しかかる損害の賠償を請求します。

〔免責〕
第8条
第1項　当社は、以下に規定する宿泊者に生じた損害（体調不良を含む）については責任を負いません。
(１)宿泊者が本規約第６条及び第7条に規定される注意事項・禁止行為その他本規約の定めに反したことにより生じた損害
(２)その他宿泊者の責めに帰すべき事由により生じた損害
(３)宿泊施設及び当社以外の第三者の原因により生じた損害
(４)地震、台風、大雨等の自然災害、伝染病及び感染症等の蔓延、火災又は停電等の人災、輸送機関の事故その他不可抗力により生じた損害

〔規定外事項〕
第9条
第1項　その他本規約に定めのない事項については、宿泊約款に定めるところによるものとします。